

【長浜市なかなか、いい暮らし応援補助金 よくある質問と回答】

質問	回答
① 他の補助金と本補助金を併用することはできますか。	国の補助金と県の補助金と併用が可能です。 補助対象住宅に対して市の他の補助金を受ける場合は、本補助金の補助金額から、他の補助金の額を控除した差額を交付します。
② 妊娠中ですが、子育て世帯として申請できますか。	申請が可能です。 母子手帳の表面と、出産の予定の日がわかるページのコピーをご提出ください。
③ 二世帯住宅を予定しており、申請者とその親で共有するつもりですが、申請できますか。	補助の対象となる子育て世帯・若者夫婦世帯の持分（実績報告時に登記事項証明書を確認します。）が2分の1以上あれば申請が可能です。
④ 申請年度の4月1日の時点では夫婦ではありませんが、年度中に結婚し、その後に住宅を購入（建築）する予定です。申請できますか。	補助金を申請する時点で夫婦であれば、申請が可能です。 （※申請年度の4月1日の時点で、年齢要件は満たしている必要があります。）
⑤ 申請書に記載のある「補助対象経費」とはなんですか。	補助対象住宅の建築費用または購入費用の税抜額を指しています。 申請書へ記入する際は、契約書等を確認し、消費税別額を記入してください。
⑥ 補助金を申請するにあたって、住宅の性能に制限はあるか。	性能については制限はありません。
⑦ 住宅用地加算に該当するための住宅用地の取得時期はいつからのものが対象となるのか	令和8年4月1日以降に売買契約を締結されたものを加算の対象とします。
⑧ 交付申請後に建築場所が変更する場合は手続きが必要か	交付申請後に申請内容が変更になる場合はその旨を住宅課までご連絡をください。また交付決定後の変更申請では補助金額が増額する申請は受け付けません。
⑨ 敷地内に複数建物がある場合、すべての建物を解体しなければ建替え加算に該当しないのか	建替え加算の対象になるためには住宅を建て替えているかどうかの一つの要件となります。倉庫などの住宅以外の建物を解体して住宅建築の場合が加算対象になりません。また、他要件として解体される住宅が昭和56年5月31日以前に建築された住宅又は空家等対策の推進に関する特別措置法にて規定される空家等を満たす必要があります。
⑩ 住宅用地取得加算はリフォーム支援事業での中古住宅を取得して工事する場合も加算は適用されるか	適用されます。
⑪ 家の外壁工事を考えているが、対象になるか	子育て世帯・若者夫婦世帯が1年前以後に取得した中古住宅や、同世帯が相続した住宅の場合は対象となりますが、1年以上すでに住んでいる住宅をリフォームする場合は本補助金の対象外となります。
⑫ 市内事業者とはなんですか	長浜市内に本店を有する法人もしくは、市内に住民登録を有する個人事業主をいいます。 ホームページに本補助金や本市の施策のPR活動に協力いただける事業者をパートナー企業としてリストを公開しておりますので、ご参考にください。